

善 監 委 第 2 5 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

善通寺市長 平 岡 政 典 様

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項に基づき、平成 2 5 年 8 月 1 3 日付け 2 5 善市第 1 6 8 9 号で審査に付された表題の件について、別紙のとおり意見を提出する。

平成24年度善通寺市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年8月13日から8月16日まで

第3 審査方法

この審査は，市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基準となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.77
② 連結実質赤字比率	—	18.77
③ 実質公債費比率	11.6	25.0
④ 将来負担比率	8.1	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は，各比率を「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率は，標準財政規模に対する一般会計の赤字の実質収支の比率である。

平成24年度は6億9,680万9千円の黒字であり，実質赤字額が生じていない。

② 連結実質赤字比率は，全会計（一般会計及び特別会計）の実質収支と資金剰余額

の合計が赤字の場合の標準財政規模に対する比率である。

平成 24 年度は 17 億 2,082 万 9 千円の黒字であり、連結実質赤字額が生じていない。

- ③ 実質公債費比率は、一般会計等（一部事務組合を含む。）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の最近 3 か年の平均値である。

平成 24 年度は 11.6%で、早期健全化基準の 25.0%を下回るとともに、前年度より 1.9 ポイント下降し、改善されている。

- ④ 将来負担比率は、一般会計等（一部事務組合、地方公社等を含む。）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

平成 24 年度は 8.1%で、早期健全化基準の 350.0%を下回るとともに、前年度より 18.3 ポイント下降し、改善されている。

- (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

第 5 算定方法の概要

- ① 実質赤字比率

《一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- ② 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- ③ 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \\ (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}} \times 100$$

(3 か年平均)

④ 将来負担率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る
基準財政需要額算入見込額）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$